

福岡県公報

令和二年五月二十九日
第百六号
増刊
①

目次

規則

○福岡県食品取扱条例施行規則を廃止する規則

(生活衛生課) …………… 一

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

(市町村支援課) …………… 一

改正

規則

福岡県食品取扱条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年五月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十七号

福岡県食品取扱条例施行規則を廃止する規則

福岡県食品取扱条例施行規則(昭和三十三年福岡県規則第二十号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表那珂川市の項中

那珂川市農村婦人の家

五郎丸三丁目九番十九号

を

東地区公民館

五郎丸三丁目九番十九号

に改める。